

市・県民税の申告は3月15日(水)までに

マイナンバーの確認が必要だよ!



平成29年度(平成28年中の所得に対する)市・県民税の申告受付を行います。昨年申告した方には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な方で申告書が手元にない方は、区役所税務課、総合出張所、出張所で受け取ってください。各会場、混雑が予想されますので、郵送での申告にご協力をお願いします。(個人番号・本人確認書類、源泉徴収票、各種証明書など必要書類を必ず添付してください。)

申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、市内に住所がある方で平成28年中に
- 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
 - 給与所得者でその他の収入があった方
 - 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
 - 退職し、再就職していない方(年末調整が未済で控除などの追加がある方)
 - 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
 - 世帯の主たる人が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
 - 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
 - 雇用保険のみを受給している方
 - 収入がなかった方(市内に住所がある親族の扶養となつている方を除く) など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方
- 所得が給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が本市に提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族の扶養となつている方

申告に必要なもの

- (ア) 印鑑
- (イ) 個人番号カード
申告書には被扶養者などの個人番号(マイナンバー)の記載も必要です。
※個人番号カードをお持ちでない方は通知カードなど個人番号(マイナンバー)が確認できる書類をお持ちください。通知カードの場合は、免許証、保険証など本人確認書類も必要です。
- (ウ) 収入を証明できるもの
- 給与所得や公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書 など
 - 事業所得の方は、帳簿や収支内訳書などの収入や必要経費などが確認できる書類
- (エ) 所得から控除する金額が確認できるもの
- 国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの領収書または支払証明書(確認書)
 - 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や、補てん金(高額医療・医療保険など)が確認できる書類
 - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 など
 - 寄附金税額控除を受ける方は寄附金の領収書
- (オ) 昨年の申告書や収支内訳書の控 など

所得税および復興特別所得税の確定申告は

次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けます。ただし、以下の申告については、お住まいの管轄の税務署(5ページ参照)での申告をお願いします。

- 確定申告で雑損控除を受ける方(雑損控除計算書が作成できていない方を除く)
- 譲渡(土地、建物、株式などの売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡された方の申告(準確定申告)をする方
- 事業(営業、農業、不動産)所得のある方で収支計算ができていない方
- 確定申告書控に受付印が必要な方

国外に居住する方を扶養する場合、以下の書類が必要です

親族関係書類(戸籍の附票およびパスポートの写しなど)、送金関係書類(外国送金依頼書の控え、またはクレジットカードによる利用明細書で国外居住の被扶養者に支払いをしていることがわかる書類など)

市民税・県民税の申告受付日程表

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受付はできません。

区名	確定申告	場所	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	中央区役所 2階	碩台	2月20日(月)	午前9時~11時半 午後1時~5時
			向山	2月21日(火)	
			託麻原	2月22日(水)	
			白山	2月23日(木)	
			本荘	2月24日(金)	
			黒髪	2月27日(月)	
			春竹	2月28日(火)	
			慶徳	3月1日(水)	
			一新	3月2日(木)	
			白川	3月3日(金)	
			五福、城東	3月6日(月)	
			壺川	3月7日(火)	
			大江	3月8日(水)	
			出水	3月9日(木)	
			出水南	3月10日(金)	
			砂取	3月13日(月)	
			帯山	3月14日(火)	
帯山西	3月15日(水)				
※今年は確定申告の受付は行いませんので、お住まいの管轄の税務署での手続きをお願いします。 ※駐車場には限りがあり有料です。混雑が予想されますので、公共の交通機関を利用ください。					
東区	○	託麻総合出張所	託麻西、託麻東	2月13日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			託麻南、託麻北	2月14日(火)	
		東区役所 1階税務課	秋津	2月20日(火)	
			若葉	2月21日(火)	
			桜木	2月22日(水)	
			桜木東	2月23日(木)	
			泉ヶ丘	2月24日(金)	
			山ノ内	2月27日(月)	
			西原	2月28日(火)	
			東町	3月1日(水)	
			長嶺	3月2日(木)	
尾ノ上	3月3日(金)				
月出	3月6日(月)				
健軍東	3月7日(火)				
健軍	3月8日(水)、9日(木)				
画図	3月10日(金)、13日(月)				
西区	×	芳野分室	芳野、河内	2月22日(水)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			河内(河内、白浜地域)	2月23日(木)	
	西区役所 公民館 1階大ホール	河内(船津地域)、芳野	2月24日(金)		
		松尾東、松尾西、松尾北、池上	2月27日(月)		
		小島、中島、古町	2月28日(火)		
○	城山、高橋	3月1日(水)			
	春日、鮎田東、鮎田西、鮎田南	3月2日(木)			
	白坪、銭塘、川口、奥古閑、中緑	3月3日(金)			
	池田	3月8日(水)			
×	花園総合出張所	花園、城西	3月9日(木)		

区名	確定申告	場所	対象校区(地区)	期日	受付時間
南区	○	幸田総合出張所	田迎、田迎西	2月2日(木)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			田迎南、御幸	2月3日(金)	
	○	南部出張所	日吉、力合、力合西	2月9日(木)	
			川尻、城南、日吉東	2月10日(金)	
	○	城南総合出張所	中宮地、才木、六田、本町、島田	2月13日(月)	
			金屋町、下宮地、二ノ町、萱木、城南団地、一ノ町	2月14日(火)	
			上宮地、旭町、阿高、藤山	2月15日(水)	
			舞原、栄町、南藤山、鰯瀬	2月16日(木)	
			陳内、土鹿野、旭が丘団地、尾窪、塚原	2月17日(金)	
			沈目、さんさん、東阿高、出水	2月20日(月)	
東阿高団地、坂本、吉野、平野			2月21日(火)		
赤見、築地、今			2月22日(水)		
千原、永、善町			2月23日(木)		
高、丹生宮、碓			2月24日(金)		
○	南区役所 3階会議室	杉島、御船手、小岩瀬、国町、鳥場	2月27日(月)		
		榎津、廻江、清藤、新	2月28日(火)		
		木原、田尻、西田尻、古閑	3月1日(水)		
		平原、南田尻、志々水	3月2日(木)		
×	天明総合出張所	釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎、碓江	3月3日(金)		
		銭塘、川口	3月7日(火)		
×	鮎田総合出張所	奥古閑、中緑	3月8日(水)		
		鮎田西、鮎田南	3月9日(木)		
○	龍田出張所	龍田	1月30日(月)		
		楠、弓削	2月1日(水)		
○	清水総合出張所	清水	2月8日(水)		
		麻生田、城北	2月9日(木)		
○	北部総合出張所	高平台	2月10日(金)		
		川上	2月15日(水)		
○	北区役所 2階会議室	西里	2月16日(木)		
		北部東	2月17日(金)		
		山本	2月21日(火)		
		植木	2月22日(水)		
		吉松	2月23日(木)		
		田底	2月24日(金)		
		大和	2月27日(月)		
		田原	2月28日(火)		
		桜井	3月1日(水)		
		山東	3月2日(木)		
菱形	3月3日(金)				

注意 区役所以外の会場での申告の受付を行う期間は、職員が所管の出張所などへ出張して申告受付を行いますので、区役所窓口での申告受付はできません。

お願い ●できるだけ指定された日にお越しください。ただし、都合が悪い場合は対象校区(地区)以外の会場でも申告できます。●例年、午前中は大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いません。●状況によっては早めに受付を開始することもあります。●医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。

詳しくは、中央税務課(☎096-328-2181)、東税務課(☎096-367-9138)、西税務課(☎096-329-1174)、南税務課(☎096-357-4143)、北税務課(☎096-272-1114)へ。